

議案第 85 號

三朝町福祉生奨学金貸与條例制定について  
三朝町福祉生奨学金貸与條例を次のように制定するものとする

昭和二十九年六月十五日提出

三朝町長 坂 出 雅 巳



昭和廿九年六月拾五日

東伯郡三朝町議會議長 天野 廉五郎



三朝町福祉生奨学金貸与條例

(この條例の目的)

第一條 この條例は優良な生徒であつて経済的理由により修学が困難なものを対して奨学金を貸与することを目的とする

(貸与を受ける資格)

第二條 この條例により奨学金の貸与を受ける生徒(以下「福祉生」と云ふ)は町内に居住するものの子弟に別に定める條件を具えたものとならばならない

(奨学金の額)

第三條 奨学金の額は月額一〇〇〇圓以内とする

第四條 奨学金の貸与に關する細則は、三朝町教育委員會に於て定める

附 則

この條例は公布の日より施行し昭和二十九年四月一日より適用する